

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

（変更後）フォルテ寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外未定

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十三日

ニ 届出年月日

平成三十年八月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課